

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年10月17日

【会社名】 株式会社 みなと銀行

【英訳名】 THE MINATO BANK , LTD .

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 服部 博明

【本店の所在の場所】 神戸市中央区三宮町 2 丁目 1 番 1 号

【電話番号】 神戸(078)331-8141(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員
企画部長 藤本 剛

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋室町 4 丁目 5 番 1 号
株式会社みなと銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)5200-0666

【事務連絡者氏名】 執行役員
東京事務所長 加藤 浩一

【縦覧に供する場所】 株式会社みなと銀行 大阪支店
(大阪市中央区瓦町 4 丁目 2 番14号 京阪神瓦町ビル 6 階)

株式会社みなと銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋室町 4 丁目 5 番 1 号)

株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注) 印は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所
ではありませんが、投資家の縦覧の便宜のため縦覧に
供する場所としております。

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年9月26日に提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

・本経営統合に関する事項

1．本経営統合の背景と目的

(1) 本経営統合の経緯

(3) 統合グループの経営戦略

ビジネスモデル実現に向けた基本的な考え方

() マザーマーケットである関西でのプレゼンスの更なる向上と関西経済への貢献

・本株式交換に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく報告)

3．本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

(2) 本株式交換に係る割当ての内容

(注3) 本株式交換において本持株会社が交付する新株式数(予定)

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

4．本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

(2) 算定に関する事項

算定の概要

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等

独立した法律事務所からの助言

・親会社、及び主要株主の異動に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第4号の規定に基づく報告)

1．本公開買付けによる異動

(1) 親会社の異動

(2) 主要株主の異動

2．本株式交換による異動

(1) 親会社の異動

(2) 主要株主の異動

当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

(主要株主でなくなるもの)

ア．りそなホールディングス

3 【訂正箇所】

訂正箇所は___を付して表示しております。

2 報告内容

・本経営統合に関する事項

1. 本経営統合の背景と目的

(1) 本経営統合の経緯

(訂正前)

平成29年3月3日公表の「当行、関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の経営統合に関する基本合意について」に記載のとおり、全当事者は、統合各社の強み・特性を活かしつつ、関西経済のさらなる活性化や力強い発展に貢献することは、関西をマザーマーケットとする金融機関としての最大の使命であり、ひいては日本経済の持続的な成長の一翼を担うものであるとの基本認識のもと、統合各社が長年培ってきたお客さま及び地域社会との関係をベースに、「関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル」の構築に向けて、統合準備委員会を設置して企業理念、ガバナンス、経営方針、ビジネスモデル、統合形態などの協議・検討を進めてまいりました。その結果、本持株会社の下に統合各社が結集する本経営統合を行うことで、統合各社が単独で存続する以上の企業価値の向上を実現できるとの判断に至り、本書提出日、本経営統合を行うことについて最終合意致しました。

(訂正後)

平成29年3月3日公表の「株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行の経営統合に関する基本合意について」に記載のとおり、全当事者は、統合各社がそれぞれの強み・特性を活かしつつ、関西経済のさらなる活性化や力強い発展に貢献することは、関西をマザーマーケットとする金融機関としての最大の使命であり、ひいては日本経済の持続的な成長の一翼を担うものであるとの基本認識のもと、統合各社が長年培ってきたお客さま及び地域社会との関係をベースに、「関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル」の構築に向けて、統合準備委員会を設置して企業理念、ガバナンス、経営方針、ビジネスモデル、統合形態などの協議・検討を進めてまいりました。その結果、本持株会社の下に統合各社が結集する本経営統合を行うことで、統合各社が単独で存続する以上の企業価値の向上を実現できるとの判断に至り、本書提出日、本経営統合を行うことについて最終合意致しました。

(3) 統合グループの経営戦略

ビジネスモデル実現に向けた基本的な考え方

() マザーマーケットである関西でのプレゼンスの更なる向上と関西経済への貢献

(訂正前)

関西における圧倒的なプレゼンス・地元密着のリレーションを活かした関西経済へ貢献

- ・地元関西の中小企業・個人にフォーカスした事業戦略を更に深化させてまいります。
- ・信託・不動産機能を活用したお客さまに真に役立つ承継ソリューション等をご提供してまいります。
- ・創業支援、ものづくり企業支援等プログラムの充実による地方創生への取組みを加速してまいります。

地銀トップクラスの個人向けビジネスをさらに磨き、お客さまの資産形成をサポート

- ・地銀トップクラスの住宅ローンを更に強化し、お客さまの豊かな生活をサポートしてまいります。
- ・地銀No.1の投資信託残高に加えて、ファンドラップ、個人型DCなど多様な商品を新たに展開してまいります。

お客さま基盤と店舗ネットワークを活かした圧倒的な利便性を提供

- ・海外進出サポート、M&A、ビジネスマッチングなどお客さまのビジネス創出ニーズに対応してまいります。
- ・圧倒的な店舗ネットワークに加えて、りそなグループも含めたATM相互利用によりお客さまの利便性を向上してまいります

(訂正後)

関西における圧倒的なプレゼンス・地元密着のリレーションを活かした関西経済へ貢献

- ・地元関西の中小企業・個人にフォーカスした事業戦略を更に深化させてまいります。
 - ・信託・不動産機能を活用したお客さまに真に役立つ承継ソリューション等をご提供してまいります。
 - ・創業支援、ものづくり企業支援等プログラムの充実による地方創生への取組みを加速してまいります。
- 地銀トップクラスの個人向けビジネスをさらに磨き、お客さまの資産形成をサポート
- ・地銀トップクラスの住宅ローンを更に強化し、お客さまの豊かな生活をサポートしてまいります。
 - ・地銀No.1の投資信託残高に加えて、ファンドラップ、個人型DCなど多様な商品を新たに展開してまいります。
- お客さま基盤と店舗ネットワークを活かした圧倒的な利便性を提供
- ・海外進出サポート、M&A、ビジネスマッチングなどお客さまのビジネス創出ニーズに対応してまいります。
 - ・地銀最大の店舗ネットワークに加えて、りそなグループも含めたATM相互利用によりお客さまの利便性を向上してまいります。

・本株式交換に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づく報告)

3. 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

(2) 本株式交換に係る割当ての内容

(注3) 本株式交換において本持株会社が交付する新株式数(予定)

(訂正前)

本持株会社は、本株式交換に際して、普通株式310,458,808株を新たに発行し割当て交付する予定です。上記の本持株会社が交付する新株式数は、当行が平成29年8月4日に提出した第19期第1四半期報告書(以下、「本第1四半期報告書」)に記載された平成29年8月4日現在の当行の普通株式の発行済株式総数(41,095,197株)並びに関西アーバン銀行が平成29年7月28日に提出した第155期第1四半期報告書に記載された平成29年7月28日現在の関西アーバン銀行の普通株式の発行済株式総数(73,791,891株)及び関西アーバン銀行の本優先株式の発行済株式総数(73,000,000株)を前提として本株式交換により発行される本持株会社の普通株式数を算出しております。但し、当行及び関西アーバン銀行は、本株式交換により本持株会社が当行及び関西アーバン銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時においてそれぞれが保有する自己株式(会社法第785条第1項に定める、本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)の全部を消却する予定であるため、当行が平成29年7月28日に提出した「平成30年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下、「本第1四半期決算短信」)に記載された平成29年6月30日現在において当行が所有する当行普通株式に係る自己株式数(57,282株)及び関西アーバン銀行が平成29年7月28日に提出した平成30年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成29年6月30日現在において関西アーバン銀行が所有する関西アーバン銀行普通株式に係る自己株式数(300,241株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、当行又は関西アーバン銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、当行の平成29年6月30日又は関西アーバン銀行の平成29年3月31日時点における自己株式数が当該直前時までに変動した場合は、本持株会社の交付する新株式数が変動することがあります。なお、関西アーバン銀行普通株式に係る自己株式については、上記300,241株のほか、株主名簿上は関西アーバン銀行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式が100株あります。

(訂正後)

本持株会社は、本株式交換に際して、普通株式310,458,808株を新たに発行し割当て交付する予定です。上記の本持株会社が交付する新株式数は、当行が平成29年8月4日に提出した第19期第1四半期報告書(以下、「本第1四半期報告書」)に記載された平成29年8月4日現在の当行の普通株式の発行済株式総数(41,095,197株)並びに関西アーバン銀行が平成29年7月28日に提出した第155期第1四半期報告書に記載された平成29年7月28日現在の関西アーバン銀行の普通株式の発行済株式総数(73,791,891株)及び関

西アーバン銀行の本優先株式の発行済株式総数(73,000,000株)を前提として本株式交換により発行される本持株会社の普通株式数を算出しております。但し、当行及び関西アーバン銀行は、本株式交換により本持株会社が当行及び関西アーバン銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時においてそれぞれが保有する自己株式(会社法第785条第1項に定める、本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。)の全部を消却する予定であるため、当行が平成29年7月28日に提出した「平成30年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下、「本第1四半期決算短信」)に記載された平成29年6月30日現在において当行が所有する当行普通株式に係る自己株式数(57,282株)及び関西アーバン銀行が平成29年7月28日に提出した平成30年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕(連結)に記載された平成29年6月30日現在において関西アーバン銀行が所有する関西アーバン銀行普通株式に係る自己株式数(300,241株)は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、当行又は関西アーバン銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、当行の平成29年6月30日又は関西アーバン銀行の平成29年6月30日時点における自己株式数が当該直前時までに変動した場合は、本持株会社の交付する新株式数が変動することがあります。なお、関西アーバン銀行普通株式に係る自己株式については、上記300,241株のほか、株主名簿上は関西アーバン銀行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式が100株あります。

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

(訂正前)

本株式交換により、1単元(100株)未満の本持株会社の普通株式(以下、「単元未満株式」)の割当てを受ける当行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることが請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

(訂正後)

本株式交換により、1単元(100株)未満の本持株会社の普通株式(以下、「単元未満株式」)の割当てを受ける当行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることが請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

4. 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

(訂正前)

上記「本経営統合に関する事項」の「1. 本経営統合の背景と目的」に記載のとおり、全当事者は真摯に協議・交渉を重ねた結果、本持株会社の下に統合各社が結集する本経営統合を行うことで、統合各社が単独で存続する以上の企業価値の向上を実現できるとの判断に至り、本経営統合を行うことが最善の選択肢と考えるに至りました。

上記「3. 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容」の「(2) 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率の決定にあたって公正性・妥当性を期すため、下記(2)「算定の概要」及び「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」に記載のとおり、りそなホールディングスはメリルリンチ日本証券(下記(2)に定義される。)を、当行はEYTAS(下記(2)に定義される。)を、関西アーバン銀行はPwCアドバイザー合同会社(以下、「PwC」)を、本総対

価（下記（２）に定義される。）の分析又は株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定のうえ、それぞれ経済条件の分析又は算定を依頼し、当該第三者算定機関による分析又は算定結果を参考に、それぞれ統合各社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、またりそなホールディングスにおいては一連の本経営統合に関する条件を全体として検討し、全当事者間で株式交換比率について慎重に協議・交渉を重ねた結果、最終的に上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、本書提出日、本株式交換における株式交換比率を決定し、合意致しました。

なお、本優先株式譲渡価格については、りそなホールディングス及び三井住友銀行は、当行及び関西アーバン銀行の一般株主への配慮の観点をも踏まえて真摯に協議・交渉を重ねた結果、本優先株式全てがその発行要項に従い関西アーバン銀行の普通株式に転換された場合に発行されることとなる関西アーバン銀行の普通株式１株当たりの本優先株式譲渡価格が、関西アーバン銀行株式公開買付けにおける普通株式１株当たりの公開買付価格及び本株式交換における株式交換比率の基礎となる関西アーバン銀行普通株式１株当たりの評価額よりも低い水準となるのが妥当であるとの判断に至り、本書提出日、本優先株式譲渡価格を決定し、合意致しました。

また、本公開買付けにおける各公開買付価格の内容の根拠及び理由については、りそなホールディングスが本書提出日付で公表した「株式会社関西アーバン銀行普通株式(証券コード 8545)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」及び「株式会社みなと銀行普通株式(証券コード 8543)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下、「本公開買付けプレス」）、当行が本書提出日付で公表した「株式会社りそなホールディングスによる当行普通株式に対する公開買付け(予定)に関する意見表明のお知らせ」並びに関西アーバン銀行が本書提出日付で公表した「株式会社りそなホールディングスによる当行普通株式に対する公開買付けに関する意見表明[予定]のお知らせ」をご参照下さい。なお、本公開買付けにおける当行普通株式１株当たりの公開買付価格及び関西アーバン銀行普通株式１株当たりの公開買付価格は、それぞれ、本株式交換における株式交換比率の基礎となる当行普通株式１株当たりの評価額及び関西アーバン銀行普通株式１株当たりの評価額と同程度の水準となっております。

（訂正後）

上記「本経営統合に関する事項」の「１．本経営統合の背景と目的」に記載のとおり、全当事者は真摯に協議・交渉を重ねた結果、本持株会社の下に統合各社が結集する本経営統合を行うことで、統合各社が単独で存続する以上の企業価値の向上を実現できるとの判断に至り、本経営統合を行うことが最善の選択肢と考えるに至りました。

上記「３．本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容」の「（２）本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率の決定にあたって公正性・妥当性を期すため、下記（２）「算定の概要」及び「（４）公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」に記載のとおり、りそなホールディングスはメリルリンチ日本証券（下記（２）に定義される。）を、当行はEYTAS（下記（２）に定義される。）を、関西アーバン銀行はPwCアドバイザリー合同会社（以下、「PwC」）を、本総対価（下記（２）に定義される。）の分析又は株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定のうえ、それぞれ経済条件の分析又は算定を依頼し、当該第三者算定機関による分析又は算定結果を参考に、それぞれ統合各社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、またりそなホールディングスにおいては一連の本経営統合に関する条件を全体として検討し、全当事者間で株式交換比率について慎重に協議・交渉を重ねた結果、最終的に上記株式交換比率が妥当であるとの判断に至り、本書提出日、本株式交換における株式交換比率を決定し、合意致しました。

なお、本優先株式譲渡価格については、りそなホールディングス及び三井住友銀行は、当行及び関西アーバン銀行の一般株主への配慮の観点をも踏まえて真摯に協議・交渉を重ねた結果、本優先株式全てがその発行要項に従い関西アーバン銀行の普通株式に転換された場合に発行されることとなる関西アーバン銀行の普通株式１株当たりの本優先株式譲渡価格が、関西アーバン銀行株式公開買付けにおける普通株式１株当たりの公開買付価格及び本株式交換における株式交換比率の基礎となる関西アーバン銀行普通株式１株当たりの評価額よりも低い水準となるのが妥当であるとの判断に至り、本書提出日、本優先株式譲渡価格を決定し、合意致しました。

また、本公開買付けにおける各公開買付価格の内容の根拠及び理由については、りそなホールディングスが本書提出日付で公表した「株式会社関西アーバン銀行普通株式(証券コード 8545)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」及び「株式会社みなと銀行普通株式(証券コード 8543)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下、「本公開買付けプレス」）、当行が本書提出日付で公表した「株式会社りそなホールディングスによる当社普通株式に対する公開買付け(予定)に関する意見表明のお知らせ」並びに関西アーバン銀行が本書提出日付で公表した「株式会社りそなホールディングスによる当行普通株式に対する公開買付けに関する

る意見表明(予定)のお知らせ」をご参照下さい。なお、本公開買付けにおける当行普通株式1株当たりの公開買付価格及び関西アーバン銀行普通株式1株当たりの公開買付価格は、それぞれ、本株式交換における株式交換比率の基礎となる当行普通株式1株当たりの評価額及び関西アーバン銀行普通株式1株当たりの評価額と同程度の水準となっております。

(2) 算定に関する事項

算定の概要

(訂正前)

当行は、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」に記載のとおり、本株式交換に用いられる上記3. 「(2) 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の交換比率(以下、「本株式交換比率」)の算定に当たって公正性を担保するため、当行の財務アドバイザー(第三者算定機関)としてEYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社(以下、「EYTAS」)を、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式交換に関する検討を開始し、第三者算定機関であるEYTASから平成29年9月26日付で受領した株式交換比率算定書及びリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記3. 「(2) 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

(中略)

上記の分析を行うに当たり、メリルリンチ日本証券は、各種評価手法を検討し、主要な評価手法として類似企業比較分析及び金融機関の評価に広く利用されるDDM法の各手法を用い、以下及び別紙 に記載の前提条件その他の一定の条件の下に、以下に詳述するとおり、りそなホールディングスより提供された本経営統合によるシナジー効果を含まない近畿大阪銀行のスタンド・アローンベースの財務予測に基づく近畿大阪銀行の100%株式価値(以下、「近畿大阪銀行のスタンド・アローンベースの100%株式価値」)、りそなホールディングスより提供された本経営統合によるシナジー効果を含む当行の財務予測に基づく当行の100%株式価値(以下、「当行の本件シナジーを含む100%株式価値」)、りそなホールディングスより提供された本経営統合によるシナジー効果を含む関西アーバン銀行の財務予測に基づく関西アーバン銀行の100%株式価値(以下、「関西アーバン銀行の本件シナジーを含む100%株式価値」)並びにりそなホールディングスより提供された上記の当行及び関西アーバン銀行の各財務予測において反映されていないその他の本経営統合の実行により得られると見込まれるシナジー効果(りそなホールディングスに帰属する、本経営統合の実行により近畿大阪銀行において生じると見込まれるシナジー効果を含む。)の価値(以下、かかるシナジー効果を「その他の本件シナジー効果」、またその価値を総称して「その他の本件シナジー等の価値」)の分析を行い、りそなホールディングスに対して本書提出日付でかかる株式価値等の分析に関する株式価値等算定書(以下、「本株式価値等算定書」)を提出致しました。メリルリンチ日本証券は、かかる分析に際し、りそなホールディングスの指示に従い、当行株式公開買付け及び関西アーバン銀行株式公開買付けのいずれにおいても、その買付上限数以上の応募がなされ、りそなホールディングスにより取得され本株式交換により本持株会社の普通株式95,612,310株に交換されることその他上記 2. 記載の取引が予定されたとおりに実行されることを前提としています。なお、メリルリンチ日本証券がDDM法による算定の前提とした関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の上記の各財務予測において関西アーバン銀行については、平成33年3月期に当期純利益の大幅な増益が、近畿大阪銀行については平成30年3月期に当期純利益の大幅な減益がそれぞれ見込まれております。関西アーバン銀行においては、主として本経営統合に伴い発生するコストが減少したことを、近畿大阪銀行においては、主として平成29年3月期に与信費用関連の戻入益や固定資産処分益等の一時的な収益が計上されていたことを理由とするものです。一方、当行の上記の財務予測においては、大幅な増減益は見込まれておりません。なお、りそなホールディングスは、メリルリンチ日本証券から、本書提出日付で、上記及び別紙 に記載の前提条件その他一定の条件の下に、本総対価は、りそなホールディングスにとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しております。但し、上記のとおり、りそなホールディングスは一連の本経営統合を全体として本総対価の観点から検討しているため、本株式交換比率の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は受領していません。

(訂正後)

当行は、下記「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等」に記載のとおり、本株式交換に用いられる上記3. 「(2) 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の交換比率(以下、「本株式交換比率」)の算定に当たって公正性を担保するため、当行の財務アドバイザー(第三者算定機関)としてEYトランザクション・アドバイザー・サービス株式会社(以下、「EYTAS」)を、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式交換に関する検討を開始し、第三者算定機関であるEYTASから平成29年9月26日付で受領した株式交換比率算定書及びフェアネス・オピニオン、並びにリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記3. 「(2) 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

(中略)

上記の分析を行うに当たり、メリルリンチ日本証券は、各種評価手法を検討し、主要な評価手法として類似企業比較分析及び金融機関の評価に広く利用されるDDM法の各手法を用い、以下及び別紙 に記載の前提条件その他の一定の条件の下に、以下に詳述するとおり、りそなホールディングスより提供された本経営統合によるシナジー効果を含まない近畿大阪銀行のスタンド・アローンベースの財務予測に基づく近畿大阪銀行の100%株式価値(以下、「近畿大阪銀行のスタンド・アローンベースの100%株式価値」)、りそなホールディングスより提供された本経営統合によるシナジー効果を含む当行の財務予測に基づく当行の100%株式価値(以下、「当行の本件シナジーを含む100%株式価値」)、りそなホールディングスより提供された本経営統合によるシナジー効果を含む関西アーバン銀行の財務予測に基づく関西アーバン銀行の100%株式価値(以下、「関西アーバン銀行の本件シナジーを含む100%株式価値」)並びにりそなホールディングスより提供された上記の当行及び関西アーバン銀行の各財務予測において反映されていないその他の本経営統合の実行により得られると見込まれるシナジー効果(りそなホールディングスに帰属する、本経営統合の実行により近畿大阪銀行において生じると見込まれるシナジー効果を含む。)の価値(以下、かかるシナジー効果を「その他の本件シナジー効果」、またその価値を総称して「その他の本件シナジーの価値」)の分析を行い、りそなホールディングスに対して本書提出日付でかかる株式価値等の分析に関する株式価値等算定書(以下、「本株式価値等算定書」)を提出致しました。メリルリンチ日本証券は、かかる分析に際し、りそなホールディングスの指示に従い、当行株式公開買付け及び関西アーバン銀行株式公開買付けのいずれにおいても、その買付上限数以上の応募がなされ、りそなホールディングスが買付上限数の各対象会社の普通株式を取得すること並びに本優先株式の全てが上記のとおりりそなホールディングスにより取得され本株式交換により本持株会社の普通株式95,612,310株に交換されることその他上記2. 記載の取引が予定されたとおりに実行されることを前提としています。なお、メリルリンチ日本証券がDDM法による算定の前提とした関西アーバン銀行及び近畿大阪銀行の上記の各財務予測において関西アーバン銀行については、平成33年3月期に当期純利益の大幅な増益が、近畿大阪銀行については平成30年3月期に当期純利益の大幅な減益がそれぞれ見込まれております。関西アーバン銀行においては、主として本経営統合に伴い発生するコストが減少したことを、近畿大阪銀行においては、主として平成29年3月期に与信費用関連の戻入益や固定資産処分益等の一時的な収益が計上されていたことを理由とするものです。一方、当行の上記の財務予測においては、大幅な増減益は見込まれておりません。なお、りそなホールディングスは、メリルリンチ日本証券から、本書提出日付で、上記及び別紙 に記載の前提条件その他一定の条件の下に、本総対価は、りそなホールディングスにとって財務的見地から公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しております。但し、上記のとおり、りそなホールディングスは一連の本経営統合を全体として本総対価の観点から検討しているため、本株式交換比率の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は受領しておりません。

(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等

独立した法律事務所からの助言

(訂正前)

当行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、他の当事者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、当行の意思決定の方法、過程及びその他本株式交換に係る手続に関する法的助言を受けております。

(訂正後)

当行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、他の当事者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、当行の意思決定の方法、過程及びその他本経営統合に係る手続に関する法的助言を受けております。

・親会社、及び主要株主の異動に関する事項

(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第4号の規定に基づく報告)

1. 本公開買付けによる異動

(1) 親会社の異動

(訂正前)

該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

(中略)

該異動の前後における当該親会社の所有に係る当行の議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合
(親会社でなくなるもの)

(中略)

イ. 三井住友銀行

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 (平成29年3月31日現在)	190,305個(個)	46.42%(%)
異動後	未定	未定

(中略)

該異動の理由及びその年月日

(訂正後)

当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

(中略)

当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当行の議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合
(親会社でなくなるもの)

(中略)

イ. 三井住友銀行

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前 (平成29年3月31日現在)	184,834個(個)	45.09%(%)
異動後	未定	未定

(中略)

当該異動の理由及びその年月日

(2) 主要株主の異動

(訂正前)

該異動に係る主要株主の名称

(中略)

該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

(訂正後)

当該異動に係る主要株主の名称

(中略)

当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

2 . 本株式交換による異動

(1) 親会社の異動

(訂正前)

該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

(中略)

当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当行の議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合
(新たに親会社となる会社)

(中略)

イ . リソナホールディングス

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	__ 個 (__ 個)	__ % (__ %)
異動後	409,940個 (409,940個)	100.00% (100.00%)

(訂正後)

当該異動に係る親会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金又は出資の額及び事業の内容

(中略)

当該異動の前後における当該親会社の所有に係る当行の議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合
(新たに親会社となる会社)

イ．りそなホールディングス

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	61,825個 (個)	15.08% (%)
異動後	409,940個 (409,940個)	100.00% (100.00%)

(2) 主要株主の異動

当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合
(主要株主でなくなるもの)

ア．りそなホールディングス

(訂正前)

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	190,305個	46.42%
異動後	個	%

(訂正後)

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	61,825個	15.08%
異動後	個	%